

1. イントロダクション

1.1 マレーシアの法制度の概要を教えてください。マレーシアの法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

マレーシアの法制度は、コモンロー(判例法)に基づいており、裁判は対審構造を採用している。

1.2 マレーシアでは、裁判所はどのように構成されていますか。

民事裁判所は、下級裁判所(the Subordinate Court)、高等裁判所(the High Court)及び上訴裁判所(the Appellate Court)の3つの階層から構成されている。下級裁判所(the Subordinate Court)は、治安判事裁判所(the Magistrate Court)及び初級裁判所(the Sessions Courts)から構成されており、管轄する事件の訴額の上限は、それぞれ 25,000 マレーシアリングgit(以下「リングgit」という。)及び 250,000 リングgitとされている。訴額が 250,000 リングgitを超える請求は、高等裁判所(the High Court)が管轄する。上訴裁判所(the Appellate Court)は、控訴裁判所(the Court of Appeal)、最高裁判所(the apex court)及び連邦裁判所(the Federal Court)から構成されている。

マレーシアでは、マラヤ高等裁判所(the High Court of Malaya)及びサバ州・サラワク州高等裁判所(the High Court of Sabah and Sarawak)の2つの独立した等位の裁判所が存在し、それぞれの地域を管轄している。また、イスラム制度が民事裁判所制度と併存している。イスラム裁判所は、シャリーア高等裁判所(the Syariah Court)として知られており、家事紛争、不動産に関する請求、その他イスラム法下で犯罪とされている違法行為のみを管轄している。連邦憲法下では、手続の全ての当事者がイスラム教信者でなければならぬと定められているが、実際には、改宗、背教及び配偶者の改宗に起因する子供の親権争いに関する手続は、イスラム教信者ではない者も当事者になることがある。

1.3 マレーシアでは、弁護士はどのように組織されていますか。

マレーシアでは、法律専門職は1つに統合されており、「Advocates and Solicitors」として知られている。マレーシアでは、管轄地域によって2つの独立した弁護士団体があり、「マラヤ高等裁判所弁護士」(Advocates

and Solicitors of the High Court of Malaya)はマレーシア半島での業務が認められており、「サバ州・サラワク州高等裁判所弁護士」(Advocates and Solicitors of the High Court of Sabah and Sarawak)は東マレーシアのサバ州及びサラワク州での業務が認められている。

1.4 マレーシアでは、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

成功報酬、条件付き報酬、及び/又はその他の訴訟や仲裁の結果に基づく報酬の合意は、1976年弁護士法(the Legal Profession Act 1976)で禁止されており、同法第112条第1項(b)によれば、いかなる弁護士も、訴訟、法的措置又は手続に成功(勝訴)した場合にのみ報酬が支払われることを定め又は予期して、訴訟、法的手続又は他の係争案件を受任する合意をしてはならないものとされている。この規定は、訴訟及び仲裁のいずれの手続においても、かかる報酬を請求することを禁止している。この規定に違反した弁護士は懲戒手続の対象となり、懲戒委員会によって違反行為が認められた場合には、除名処分又は5年を超えない期間の業務停止処分が科されることがある。

さらに、1991年弁護士報酬規則(the Solicitors' Remuneration Order)は、土地の譲渡、不動産賃貸借及び担保証券取引(security documentation transactions)のような非訟事件における弁護士報酬基準を定めている。

2. 事業を行うための組織

2.1 マレーシア国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、マレーシア国内に事業組織を設立する必要がありますか。

マレーシア国内においてサービスの提供又は物品の販売を行うためには、何らかの形態の事業組織を設立する必要がある。もっとも、多くの外国の事業者は、マレーシアの市場に参入するにあたって、既にマレーシア国内で事業を行うための登録を受けている現地の外部の請負業者や販売業者を利用している。

2.2 マレーシアではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

マレーシアでは、事業体は以下の4つの形態のうちいずれかを採用しなければならない。

- 個人事業
- パートナーシップ
- 会社(company)(現地法人)
- 外国会社の支店

A) 個人事業及びパートナーシップ

個人事業における個人経営者及びパートナーシップにおけるパートナーは、当該事業の債務について直接責任を負う。パートナーシップにおけるパートナーは、パートナーシップ契約書を作成することができるが、作成しない場合は 1961 年パートナーシップ法(the Partnership Act 1961)の規定に従うことになる。全ての個人事業及びパートナーシップは、1956 年事業登録法(the Registration of Business Act 1956)に基づきマレーシア企業委員会(Company Commission of Malaysia; CCM)への登録を受ける必要がある。

外国人又は会社(現地法人か外国法人かを問わない。)は、CCM に個人事業としての登録を受けることはできない。さらに、CCM は、実務上、会社(現地法人か外国法人かを問わない。)又は外国人がパートナーシップのパートナーとして登録を受けることも許容していない。なお、マレーシアの現行法上、有限責任のパートナーシップは組成できないが、例外として、ラブアンにおいては、2010 年ラブアン・リミテッド・パートナーシップ及びリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法(the Labuan Limited Partnerships and Limited Liability Partnerships Act 2010)に基づいて組成することができる。

B) 会社

個人事業又はパートナーシップとしての登録には制限があることから、マレーシアで事業を行おうとする外国投資家は、1965 年会社法(the Companies Act 1965)(以下「会社法」という。)に基づいて会社を設立し、これをビークルとして利用し事業を行うのが通常である。

2 人以上いれば会社を設立することは可能である。会社には 3 種類あるが、最もよく用いられるのは株式有限責任会社(company limited by shares)であり、この場合、社員(member)自身が直接責任を負うのは自己の株式についての未払込額(もしあれば)に限定される。また、会社は、非公開会社(private company)及び公開会社(public company)のいずれかに分類される。

非公開会社(private company)とは、その付属定款(articles of association)において、社員(株主)による株式の譲渡を制限し、社員(株主)数を 50 名以下に制限し、かつ、その株式若しくは社債の引受け又は金銭の預託の公募を禁止している会社をいう。他方、公開会社(public company)とは、一般には、公衆からの資本調達を行おうとする会社であり、典型的には、その株式を、マレーシアの証券取引所であるブルサ・マレーシア(Bursa Malaysia Securities Berhad)への上場を志向する。

下記の 3.1 も参照されたい。

C) 外国会社の支店

外国の会社は、現地法人を設立せずに、会社法に基づく外国会社の支店の登記を行うことにより、マレーシアでその支店を運営するという方法を選択することもできる。

ただし、国内取引・協同組合・消費者省(the Ministry of Domestic Trade Co-operatives and Consumerism)の公表しているマレーシア流通取引サービスへの外国資本参入に関するガイドライン(the Guideline on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia)は、外国資本の流通取引業者は会社法に基づく現地法人でなければならないと定めている。

2.3 各事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどの程度ですか。

A) 会社

まず、2人の個人が会社の発起人(promoter)となる必要がある。発起人は、マレーシア国民である必要はなく、また、主たる又は唯一の居住地がマレーシア国内にある必要もない。なお、発起人のうち少なくとも1人は、最終的に、当該現地会社の株式の引受人又は設立時取締役のいずれか又は双方となる必要がある。

また、CCM に対し、会社の名称の使用の可否につき、フォーム 13A による申請書を提出する必要があるが、その際には以下のものも併せて必要となる。

- (i) CCM に対して支払う 30.00 リンギットの手数料
- (ii) 当該会社の発起人の身分証明書(マレーシア人の場合)又はパスポート(非マレーシア人の場合)のそれぞれの写真コピー
- (iii) 同じ商標又は名称を有する会社による当該名称を使用することに関する承諾書

CCM による名称承認の申請手続の処理には、およそ 5 営業日を要する。名称使用についての CCM による承認を取得した場合、承認日から 3 か月以内に、全ての設立文書を CCM に提出する必要がある。その際に、当該会社の授權株式資本(authorized share capital)の金額に応じて登記手数料を納める必要がある。提出を要する設立文書は以下のとおりである。

- (a) 適式に署名押印がなされた基本定款(Memorandum of Association)及び付属定款(Articles of Association)
- (b) フォーム 6 による法遵守に関する誓約書。これは、付属定款に記された秘書役(secretary)によるものである。

(c) フォーム 48A による取締役選任予定者又は発起人による誓約書。これは、当該現地会社の全ての設立時取締役及び発起人(設立時取締役でない場合)が、

- (i) マレーシア国内で署名する場合は宣誓供述管理官(commissioner for oaths)の面前で、
- (ii) マレーシア国外で署名する場合は公証人の面前で又は署名する地の法律により定められた方法により署名しなければならない。

なお、フォーム 48A の写しはマレーシア倒産局長官(Director General of Insolvency of Malaysia)にも提出しなければならない。

また、2 人の発起人のうち少なくとも 1 人は、当該現地会社の当初引受人又は当初取締役でなければならない。発起人が設立時引受人及び設立時取締役のいずれでもない場合は、その者は、当該現地会社の発起人となることをもはや望まない旨を書面により通知しなければならない。当該通知は CCM に設立文書とともに提出しなければならない。

(d) CCM による承認書の写し及び承認書とともに CCM から返還されたフォーム 13A の原本

会社法に基づく現地会社の設立のために CCM に支払うべき登記手数料は、会社の授権株式資本に応じて以下のように定まる。

授権資本	リングgit
a) 10 万リングgit以下	1,000.00
b) 10 万リングgit超 50 万リングgit以下	3,000.00
c) 50 万リングgit超 100 万リングgit以下	5,000.00
d) 100 万リングgit超 500 万リングgit以下	8,000.00
e) 500 万リングgit超 1000 万リングgit以下	10,000.00
f) 1000 万リングgit超 2500 万リングgit以下	20,000.00
g) 2500 万リングgit超 5000 万リングgit以下	40,000.00
h) 5000 万リングgit超 1 億リングgit以下	50,000.00
i) 1 億リングgit超	70,000.00

申請が完了し手数料が支払われると、CCM は当該会社を登記し、当該会社について、会社番号を割り当て、設立証明書を発行する。設立文書の提出日から CCM による設立証明書(フォーム 9)の発行までは約 5 営業日を要する。

端的に言えば、現地会社の設立に要する時間は、(文書の作成に要する時間も含めて)約 1 か月ないし 1 か月半である。

B) 外国会社の支店

まず、CCM に対し、名称使用の可否につき、Form 13A による申請書の提出を行う必要があるが、その際には以下のものも併せて必要となる。

- (i) CCM に対して支払う 30.00 リンギットの手数料
- (ii) 当該外国会社の設立証明書若しくは登記証明書(又はこれらに相当するもの)の写し

CCM による名称承認の申請手続の処理には、およそ 5 営業日を要する。名称使用にいての CCM による承認を取得した場合、承認日から 3 か月以内に、全ての登記文書を CCM に提出する必要がある、その際に、当該外国会社の授權株式資本の金額に応じて登記手数料を納める必要がある。提出を要する文書は以下のとおりである。

- (i) 当該外国会社の本国の設立証明書若しくは登記証明書又は同様の効力を有する書面の認証文言付き写し
- (ii) 定款の認証文言付き写し
- (iii) フォーム 79 による取締役及びその詳細のリスト
- (iv) 当該外国会社の取締役の中に、マレーシアに居住し、かつ、現地の会社の取締役会のメンバーでもある者がいる場合には、当該現地取締役の権限を記載した当該外国会社により又は当該外国会社のために適式に作成された書面
- (v) 送達その他の通知を当該外国会社のために受領する権限を与えられたマレーシア居住の 1 人以上の者(外国会社を含まない。)の氏名及び住所を記載した、当該外国会社により正式に押印され当該外国会社に対して拘束力を有する方法により作成された任命書又は委任状
- (vi) フォーム 80 による、外国会社のエージェントによる誓約書
- (vii) 手数料。前述の会社法上の現地会社の設立のために CCM に支払う登記手数料と同じ。

CCM は登記証明書(フォーム 83)を発行する。これは、当該外国会社の支店が登記要件を充足したことの確定的な証拠となる。

費用

会社の設立又は外国会社の支店の登記のための費用としては、場合によるが、一般には以下のものが含まれる。

- (a) 設立のためのサービス報酬(法律事務所又は会社秘書役事務所)—5,000 リンギット(サービス税を含まない。)

- (b) 印紙税、名称使用の申請手数料、社員登録簿(register of members book)、株券簿(share certificate book)、社印(common seal)及び議事録のための支出—およそ 2,000 リンギット(なお、支店の場合にはこれらの帳簿・書類の一部は不要であるため、この支出はより低額になる。)
- (c) 会社設立及び支店登記のために CCM に支払う登記手数料は、会社の授權資本によって異なる。

2.4 マレーシアでは、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

マレーシアにおいては、(i)政策と(ii)法律という 2 つの柱からなる投資規制の手法がある。マレーシアにおける外国投資への資本規制は、通常は、法律、ライセンス上の条件又は規制当局によるガイドラインによってなされる。これに加えて、一定の種類の実業については現地法人の会社以外は営むことができないとする規制もある。例えば、マレーシアにおいては現地法人の会社のみが卸売業及び小売業を営むことができ、大規模スーパーマーケット事業を営もうとする会社は、資本の 30%以上はブミプトラ関係者(Bumiputera interest)が保有していなければならない。詳細は 5.を参照されたい。

2.5 各事業組織に関して生じる継続的な義務にはどのようなものがありますか。

A) 会社

会社法に基づいて設立された会社は、以下のものを含む会社法の規定を遵守する必要がある。

- (i) あらゆる通信及び通知の宛先となることができ、かつ、毎日(土曜日、週休日及び公休日を除く。)、通常のビジネスアワー中に 3 時間以上、公開された登録事務所(registered office)を有すること。これは会社秘書役(company secretary)の事務所の所在地でもよい。
- (ii) マレーシアに主たる住所を有する 2 名以上の取締役(マレーシア人であるか外国人であるかは問わない。)がいること。なお、マレーシアに年間合計 182 日以上滞在する者はこの居住者取締役要件を充足する。
- (iii) 現地の会社秘書役がいること。通常は専門の事務所から派遣される個人である。
- (iv) 年次総会(AGM)を、各暦年に 1 回以上、前回の年次総会后 15 か月以内に開催すること
- (v) 各暦年に 1 回以上、15 か月以内の間隔で、年間の監査済損益計算書を年次総会に提出して社員の承認を求めること
- (vi) 当該年の年次総会の日又は年次総会の日から 14 日以内の日までのものとして作成された年次報告書(annual return)を CCM に提出すること

- (vii) 当該会社の取引及び財務状況を十分に説明できる会計帳簿その他の記録を作成すること
- (viii) 総会並びに取締役及び業務執行者(manager)の会議の全ての手続についての適切な帳簿及び議事録を作成すること
- (ix) CCM に対して必要な法定のフォームや書類を提出すること。例えば、取締役の変更、株式資本の増加の通知、主要株主の持分の変動など。

B) 外国会社の支店

外国会社の支店は CCM に登記することができる。ただし、当該外国会社の定款又は当該外国会社に適用される設立国の法律によってマレーシアに支店を設置することが禁止又は制限されていない場合に限る。支店は、定款に規定されている目的及び権限に従って事業活動を行うことができる。

マレーシアにおいて登記をした外国会社の支店は、支店に適用される以下のものを含む会社法の規定を遵守する必要がある。

- (a) あらゆる通信及び通知の宛先となることができる登録事務所を有すること。
- (b) 当該外国会社に対する送達その他の通知を受領することができるようにマレーシアに居住する者をエージェントとすること。エージェントは自然人でもよいし(マレーシア人であるか外国人であるかを問わない。)法人でもよいが、外国法人であってはならない。エージェントは、その任期中、会社法の手続に従って、以下の点を満たさなければならない。
 - (i) 継続して当該外国会社のエージェントであること
 - (ii) 会社法に基づいて外国会社が行わなければならない全ての行為及び事項を履行する責任があること
 - (iii) 会社法の違反について外国会社に課されるあらゆる罰について直接責任を負うこと。ただし、裁判所においてかかる責任を負うべきでないことを証明した場合を除く。

支店について会社法上求められる法律の遵守事項の概要は以下のとおりである。支店は以下の各事項を行わなければならない。

- (a) 年次総会の日までのものとして作成された年次報告書を年次総会の日から 1 か月以内に提出すること
- (b) (i)基本定款、(ii)取締役、(iii)エージェント、(iv)マレーシアにおける登録事務所、若しくは設立

地、(v)会社の名称、(vi)マレーシアに居住する取締役のうち現地取締役会を構成する者の権限についての変更届出を、その変更から1か月以内に行うこと

- (c) 授権株式資本の増加の届出を、その増加から1か月以内に行うこと
- (d) 債権者との間の債務整理計画(scheme of arrangement)の届出を、当該計画の裁判所による承認から1か月以内に行うこと
- (e) 貸借対照表(誓約書を付したもの)及び監査済計算書類(audited accounts)を提出すること
- (f) (マレーシア国内の事業に関連して)適切な監査済計算書類を作成すること
- (g) 登録事務所及びマレーシア国内の全ての営業所の戸外、並びに会社文書において会社の名称及び会社番号を表示すること
- (h) 事業の廃止の届出を、廃止から7日以内に行うこと
- (i) 清算手続の開始の届出を、開始から1か月以内に行うこと
- (j) 登録されている名称以外の名称を用いないこと
- (k) マレーシアに居住する社員で支店株式原簿(branch register of shares)への登録を申請した者がいる場合には、支店株式原簿を作成すること

3. 会社

3.1 マレーシアには、どのような種類の会社が存在しますか。

会社の設立には最低2人以上が必要となるが、会社は以下の3種類に分類される。

- (i) 株式有限責任会社(company limited by shares): 最も一般的な会社形態であり、基本定款(the memorandum of association)によって社員(member)の責任を(仮にあるとしても)株式引受の未払込額までに限定するとの原則に基づき設立される。
- (ii) 保証有限責任会社(company limited by guarantee): この形態の会社は、社員(member)の責任が、基本定款において、各社員が、会社清算時に会社財産として提供すると保証した額に限定されるとの原則に基づき設立される。

- (iii) 無限責任会社(unlimited Company):この形態の会社は、社員(member)が無限定に責任を負うとの原則に基づき設立される。社員は、会社清算時に会社とその債務の弁済に十分な財産を有していない場合には、会社債務につき無限定に責任を負う。

有限責任会社は以下のいずれかに分類される。

- (i) 非公開有限責任会社:会社名に続けて Sendirian Berhad 又は Sdn Bhd(ないし Private Limited)と表記される。非公開会社の基本定款及び付属定款には以下の記載がなされる。
- (a) 社員の株式を譲渡する権利を制限する。
 - (b) 社員の数を 50 人以下に制限する。
 - (c) 株式又は社債の公募を禁止する。
 - (d) 定期又は請求に応じて払い戻される預託金の公募を禁止する。
- (ii) 公開有限責任会社:会社名に続けて Berhad 又は Bhd(ないし Limited)と表記される。通常、公開会社は株式の募集による市場からの資金調達を志向する。公開会社がメイン市場(Main Market)又は ACE 市場(Alternative Market)への株式の上場許可をブルサ・マレーシア(マレーシア証券取引所)に申請する場合、2007 年資本市場およびサービス法(the Capital Markets & Services Act 2007: CMSA)、ブルサ・マレーシアのメイン市場[1]又は ACE 市場の上場基準(併せて「上場基準」(Listing Requirements)という。)並びにマレーシア証券委員会(SC)の公表する方針及びガイドラインを満たさなければならない。
- [1]この記事はメイン市場上場基準の条項についてのみ説明している。

3.2 会社の設立手続について教えてください。

設立手続については前記 2.3 参照。

会社設立の前提として、以下の要件を満たす必要がある。

(a) 設立時引受人

会社は設立時に株式を最低 2 株発行しなければならない。例えば、出資金が 2.00 リンギットであれば、1.00 リンギットの普通株 2 株を発行しなければならない。

いかなる者も引受人となることができる。引受人は個人・法人いずれも可能であり、マレーシア国民であることやマレーシアに主たる居住地を有していることも必要ない。もっとも、個人がマレーシアの会社の唯一の株主となることはできない。法人であれば、会社の唯一の株主となることができる。

(b) 設立時取締役

マレーシア国内に主たる又は唯一の居住地を有している者が2名以上、設立時取締役に任命されなければならない。会社の取締役には成年たる自然人以外は法人も含めてなることができない。取締役はマレーシア国民である必要はなく、取締役就任に関する株式保有要件もない。

(c) 会社秘書役

マレーシア国内に主たる又は唯一の居住地を有している者が少なくとも1人、会社秘書役(company secretary)として任命されなければならない。会社秘書役は会社の役員である。会社秘書役の職責には、会社の秘書記録(company secretarial records)、例えば登記簿、基本定款や付属定款を保存すること、及び会社法で必要とされる法定書類をCCMへ提出することが含まれる。

会社秘書役は専門の会社秘書役業者から任命された個人である。会社秘書役に対してはその専門サービスの対価として毎年報酬が支払われる。

(d) 基本定款及び付属定款

基本定款と付属定款はしばしば1冊にまとまっているが、2つの別個の文書である。基本定款(the Memorandum of Association)は会社を構成する基本となる文書であり、会社の名称、事業目的、権限、機能や責任等が記載される。付属定款(the Article of Association)は、会社の内部経営を規律する規則であり、取締役選任、会議体の定足数、通知等の手続を規定する。もし、2つの書類の条項に何らかの不一致がある場合には、基本定款が優先する。設立時の引受人は基本定款及び付属定款に署名しなければいけない。

(e) 授権株式資本

現地会社の設立に必要な最低授権株式資本額は100,000リンギットである。もっとも、他の資本要件も考慮しなければならない。例えば、国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)は、流通取引を営む会社の最低授権株式資本を1,000,000リンギットと定めている。その他詳細は後記5項を参照。

3.3 少数株主が自らの利益を保護する方法について教えてください。

合併契約の中で、事前に少数株主の同意を必要とする事項(一般に事前同意事項(Reserved Matters)と呼ばれる。)のリストを規定することが一般的である。少数株主である外国投資家は、取締役又は株主のするいかなる決定についても、当該外国投資家が指定する者又は当該外国投資家自身の賛成が必要であると付属定款に規定することによって、会社の経営陣又は方針を有効に支配することができる。

会社法もまた、少数株主への抑圧に対する対抗手段を規定している。会社法第 181 条によれば、いかなる株主(member)も会社運営が当該株主の利益に対し抑圧的であるか又はこれを無視して行われていることについて、裁判所に申立ができる。会社法は、申し立てられた行為又は活動を是正する広範な権限を裁判所に付与している。仮に裁判所が、会社運営が株主の利益に対し抑圧的であるか又はこれを無視して行われたことを発見した場合には、裁判所はこれを是正する広範な権限を有する。かかる権限には以下のような命令を発する権限が含まれる。

- (a) 何らかの行為を義務づけ若しくは禁止すること、又は何らかの取引若しくは決議を取消し若しくは変更すること
- (b) 将来の会社運営行為を制限すること
- (c) 他の株主若しくは社債権者又は会社自身による会社の株式又は社債の購入に条件をつけること
- (d) 会社による自社株購入の場合に、それに伴う減資に条件をつけること
- (e) 会社の清算を条件とすること

3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規範は存在しますか。

2000 年マレーシア企業統治法(2007 年改正)(the Malaysia Code on Corporate Governance 2000 (revised in 2007))はブルサ・マレーシアに上場している会社を実施することが推奨されている適切なコーポレート・ガバナンス策を規定している。

上場基準第 15.26 項は、全ての上場企業は、年次報告書において、マレーシア企業統治法に規定されている指針をどのように運用しているかについて記載するよう要求している。また、遵守していない部分があればその理由を説明し、代替措置を講じた場合には、その内容について説明することを要求している。

会社法にも、コーポレート・ガバナンス及び取締役の義務に関する規定が存在する。加えて、バンク・ネガラ・マレーシア(中央銀行)もコーポレート・ガバナンスに関する規範を策定している。これは、効果的なコーポレート・ガバナンスを実施することに関して認可金融機関及びその利害関係者の助けとなるための、認可金融機関向けの規範である。

3.5 外資系マレーシア企業がマレーシア市場から資本/負債を調達する上で、規制は存在しますか。

2007 年資本市場およびサービス法(CMSA)、会社法、上場基準、証券委員会(SC)の定める指針及びガイドライン並びに(該当する場合には)外国為替管理要件(foreign exchange control requirements)の関連規制

を遵守する限り、通常、外資系マレーシア企業がマレーシア市場から資本/負債を調達する上で、規制は存在しない。

3.6 マレーシア企業は外国人を取締役に選任することはできますか。

マレーシア企業は外国人を取締役に選任することができる。ただし、どの会社も最低 2 人は主たる又唯一の居住地をマレーシア国内に有する取締役(外国人かマレーシア人かを問わない。)を置かなければならない。

3.7 利益分配に関する規範は存在しますか。

一般的な利益分配方法は、株主の配当決議によるもので、会社の利益から支出される。配当決議を行う場合は分配可能利益がなければならない。会社の配当を決議する権限は付属定款において決定され、当該会社の特定の株式の種類ごとに異なりうる。会社が配当を決議すべきか否かを決定することは、正に完全なる内部経営の問題である。そのため、取締役は一定の配当率を提案することができ、会社は、株主総会において、取締役によって提案された額を上限として、配当を決議することができる。

3.8 会社が発行することができる株式の種類を教えてください。

会社は株式ごとに異なる権利が付与された異なる種類の株式を発行することができる。無限責任会社でなければ、会社が登記を企図する株式資本金額及び当該株式資本額が分配される株式の種類を基本定款に記載できる。

普通株式や優先株式(累積的若しくは非累積的優先株式、参加型株式、償還株式又は転換株式)がその例である。

会社が異なる種類の株式を発行しようとする場合は、法律上厳密に要求されているわけではないものの、実務上は、優先株式の場合を除いて、会社の基本定款又は付属定款に株式の種類ごとに付与される権利を明記するのが良いとされている。

3.9 取締役会を開催する頻度と方法に関する要件は存在しますか。

会社法上、取締役会の開催頻度に関する要件はない。しかし、上場企業に適用されるマレーシア企業統治法は、取締役会は議題を適正に通知した上で、定期的を開催することを推奨している。取締役会は議題及び職務の遂行状況に関してなされた協議を記録しなければならない。また、取締役会は、1 年間に開催された取締役会の数と開催された取締役会について各取締役の出席状況の詳細を開示しなければならない。

3.10 取締役が負うべき責務、法的責任について教えてください。

会社法、事業に関連する他の法律及び(上場企業に関しては)上場基準の規定を確実に遵守することに加えて、会社法及び一定の法律は、マレーシアの会社の取締役の義務に関して厳格な規定を設けている。

取締役は主に、会社経営全般について責任を負う。取締役は、その権限の行使に際しては、誠実、勤勉かつ適切な能力を持って行動しなければならない。各取締役は会社に対し信認義務を負い、取締役の義務と矛盾する個人的利益を得ることは許されない。

取締役の権限行使は、適切な目的のために、かつ、付与された裁量の範囲内でなされなければならない。取締役は、その職務を執行する際には、誠実かつ会社利益に最大限忠実に行動しなければならない。

取締役はその地位を利用して得られる会社資産、取引機会又は情報からいかなる利益を得ることも禁止されている。

取締役は、会社法第 132 条に基づき、期待される合理的な水準の知識、技能及び経験に従って職務を遂行しなければならない。取締役がその職責を十分に果たしたかどうか決定する上では、取締役の実際の知識、能力及び経験が考慮される。

4. 清算

4.1 マレーシアで会社清算を行う際の手続の概要を教えてください。マレーシア特有の要件は存在しますか。

会社法において解散・清算には 2 種類ある。すなわち、裁判上の清算(winding-up by the Court)と任意清算(voluntary winding-up)である。

裁判上の清算は、会社が債権者、株主、清算人、会社登記所又は担当大臣の申立によって、裁判によって会社の意思に関わらず清算されるものであり、通常、支払不能、株主間の紛争、法定要件の不遵守又は不法な目的を理由として申立がされる。清算の申立は裁判所に対し、会社の清算を申し立てた理由を明記した上でなされなければならない。

任意清算は、株主が管理して会社を解散し、会社財産を分配する清算の方法である。

会社に支払能力がある場合は、清算手続は株主が管理して行われる。そのような清算手続は、「株主による任意清算(members' voluntary winding up)」という。支払能力のある場合の清算においては、会社状況の調査を実施したこと、及び、会社が全ての負債を清算開始から 12 か月を超えない期間内に支払うことがで

きという取締役会の意見が成立したことが書かれた宣誓書に取締役の過半数が署名しなければならない。清算を開始するにあたって暫定清算人(会社役員であっても就任できる。)が任命されなければならない。

会社が債務超過の場合、債権者が清算手続を管理する権利を有する。この清算の形態は、「債権者による任意清算(creditors' voluntary winding-up)」という。また、会社が債務超過であるが、支払不能の宣言ができない場合、会社債権者は清算人を指名し、管理する権利を有する。会社は、必要な債権者集会を招集し、会社運営に関する明細書を債権者に提出するとともに、提案の清算に至るまでの状況を開示しなければならない。これらの債権者に対する相当な額の債務が存在し、債権者が債権の相当な減額を受け入れざるを得ないような場合は、通常敵対的な状況になる。債権者による任意清算において指名された暫定清算人は承認された(すなわち認可を受けた)清算人でなければならない。

4.2 マレーシアの破産手続の概要について教えてください。マレーシア特有の要件はありますか。

マレーシアにおける破産手続は、1967年破産法(the Bankruptcy Act)によって規律されている。破産手続は、裁判所に対する破産申立によって開始される。マレーシアにおいて、破産の申立を希望する債権者は、債務者が最低 30,000 リンギットの債務を有し、この債務を支払うことができないことを示さなければならない。

財産管理命令及び破産命令が発せられると、その者には破産が宣告される。財産管理命令及び破産命令が発せられた場合、破産財団は破産管財人の管理下におかれ、破産者は法律によって破産管財人に報告することが義務づけられ、財務状況に関する明細及び情報を提供しなければならない。

5. 外国からの投資に関する規制

5.1 マレーシアにおいて外国からの投資を規制している法律を教えてください。

マレーシアにおいて外国からの投資を規制している主要なルールは、

- (a) 内閣やその他の政府機関の指針及び政策、
- (b) 為替管理に関する規制、及び
- (c) 立法府が制定した法律

である。

5.2 マレーシアでは、外国からの投資の方法にはどのようなものがありますか。

マレーシアでは、外国からの投資を行うにあたり、特定の方法によらなければならないということはない。実務的には、マレーシアで事業を行うことを望む外国人には、以下の選択肢がある。

- 投資家が外国の会社であれば支店を登記する。
- 子会社としてマレーシアの会社を設立する。
- 既存のマレーシアの会社の株式の全部又は過半数を取得する。
- マレーシアの会社又は個人と合併事業を開始する(通常は、新設の合併会社の株式を保有することによる)。

マレーシアで投資を行うことを決定するに際しては、外国の投資家は、特別なステイタスを取得するためのマレーシア工業開発庁(Malaysian Industrial Development Authority:MIDA)への申請をも検討すべきである。かかるステイタスには、例えば、マルチメディアスーパーコリドー(マレーシア政府によって指定された情報と知識の開発を促進するための地域)、事業本部、国際調達本部、地域流通本部、地域本部又は代表事務所のようなものがあり、かかるステイタスを有する会社には、課税上の優遇措置が認められている。

5.3 現在の外国からの直接投資に関する政策はどうなっていますか。

A) 新経済政策(New Economic Policy)

マレーシア政府の投資政策の中心には、「NEP」として広く知られる新経済政策(New Economic Policy)がある。1970年の策定以来、NEPの目標は貧困を根絶し、人種間の経済的な不均衡を是正することで、ブミプトラ、非ブミプトラ及び外国関係者がそれぞれ30%、40%及び30%の割合の資本保有構造を実現することにある。

B) 新開発政策(New Development Policy)

NEPが1990年に終了した後、政府は1991年に、1991年から2000年までの経済政策の枠組みとして、新開発政策(New Development Policy:NDP)を導入した。貧困の撲滅及び人種間の富の再分配というNEPの二つの目的を維持しながら、NDPは急成長を通じた富の再分配により重点を置いている。

C) 経済企画庁(EPU)と外国投資委員会(FIC)

首相府(Prime Minister's Department)の経済企画庁(Economic Planning Unit:EPU)は、マレーシアの開発計画の策定に責任を有する主要な政府機関である。EPUは1961年に国家の開発政策の策定のために設立され、国家開発計画委員会(National Development Planning Committee)は、

EPU の下で、開発計画の策定、実行、進捗状況の評価及び改定の責務を負っている。

NEP の目的に基づき、外国投資委員会(Foreign Investment Committee:FIC)は、1974 年に、マレーシア首相府の一部として、EPU の下で、特に資産の取得、合併及び買収を、マレーシア政府によって策定されるガイドライン及び政策に従って規制するために組織された。

新経済政策及びマレーシア政府による経済政策の枠組みの目的を実行するため、現地及び外国関係者による株式(interest)の取得、合併、買収、及び財産の取得の監督というその役割に従い、FIC はその発足以来、経済発展及びマレーシア政府の現行の決定に沿って、いくつかの政策ガイドラインを策定している。

FIC によって策定され、2008 年 1 月 1 日から施行されたガイドラインとは、

- i) マレーシア・外国関係者による株式・資産の買収、合併吸収に関するガイドライン(Guideline on the Acquisition of Interest, Mergers and Takeovers By Local and Foreign Interests: 「FIC 株式取得ガイドライン(FIC Acquisition Guideline)」)、及び
- ii) マレーシア・外国関係者による不動産の取得に関するガイドライン(Guideline on the Acquisition of Properties by Local and Foreign Interests: 「FIC 不動産取得ガイドライン(FIC Property Guideline)」)

である。

2009 年 6 月 30 日より前は、FIC のガイドラインが適用される取引を行うためには FIC の認可が必要とされていた。当該認可には、通常、株式持分その他の条件が付されていた。

D) FICが策定するガイドラインの規制緩和

2009 年 6 月 30 日のマレーシア投資促進会議(Invest Malaysia Conference)において、マレーシア首相により、マレーシアでより事業を行いやすくし、マレーシアを投資先としてさらに魅力的にするための重要な取組みとして、FIC によって運用されていた投資ガイドラインの大幅な規制緩和が発表された。このため、2009 年 6 月 30 日以降、

- (i) 資産に関する FIC の所轄範囲が合理化され、FIC 不動産ガイドラインが自由化された。FIC 不動産ガイドラインは、不動産取得に関するガイドライン(the Guideline on the Acquisition of Properties)(「EPU ガイドライン」)に取って代わられ(EPU ガイドラインに関する議論については、下記の 5.7 項を参照のこと。)、また、

- (ii) FIC 株式取得ガイドラインが廃止され、FIC は以後株式取引に関与せず、株式持分に関する規制をかかると取引に付すことがなくなった。戦略的分野に関する国家的な利益は、各分野の規制機関を通じて継続して保護され、また、かかる分野の会社は、各分野の規制機関によって付される株式持分に関する規制を受け続けることになる。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような場合ですか。

全ての産業に、所轄政府機関によって策定された分野毎の規制がある。この規制には、外資による会社の株式持分の保有制限や、事業活動の開始前に規制当局の認可を取得することを要求しているものがある。

特定分野に対する外資による投資の程度を制限する規制のほかに、「ブミプトラ」による一定数以上の所有を要求する規制条項もある。ブミプトラは、マレーシアでは広く使われている言葉で、特定の先住民の民族集団がこれに含まれる。ブミプトラを優遇する政策がこれらの先住民の民族集団の利益を保護するために存在している。

投資規制に服する主要な産業には、

- (a) 金融サービス
- (b) 資本市場サービス
- (c) 通常の保険及びイスラム保険(Takaful)産業
- (d) 石油産業
- (e) 通信及びマルチメディア
- (f) 卸売及び販売業(ハイパーマーケットに関して)
- (g) 教育サービス
- (h) 貨物輸送及び海運
- (i) 水事業
- (j) エネルギー供給
- (k) 専門サービス

が含まれる。

外資の株式持分保有規制を遵守しない場合には、以下の一つ又は二つ以上の制裁が課される。

- (a) 当該会社の免許の取消し(通常は所轄規制当局における聴聞の機会が与えられた後)
- (b) 関連する制定法に基づく刑事責任
- (c) 刑事責任が規定されていない場合には、法令を遵守しない当該会社又は関係者は、政府機関によってブラックリストに載せられる可能性がある。

5.5 外国企業は、マレーシアに完全子会社を設立することができますか。

マレーシアでは、外国会社による完全子会社の設立は禁止されていない。しかし一定の規制産業では、外資による株式持分の所有に関して一定の制限がある。上記 5.4 を参照のこと。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどのくらいの時間を要しますか。

ケースバイケースであり、所轄政府機関の対応によっても異なる。

5.7 外資による土地所有に規制は存在しますか。

以下の情報は西マレーシアに適用される法律にのみ基づくものである。

全ての土地は利用形態により、農業用、建設用及び工業用の 3 種類に区分される。

農業用若しくは建設用に区分される土地の場合、又は農業若しくは建設の目的での利用が義務付けられている場合には、各州管轄当局の事前の書面による承認を得ない限り、マレーシアの国民でない者や外国会社による取引(例えば、譲渡、課金(charge)、リース)は有効とならない(1965 年国土規定(「NLC」)第 433 条 B)。但し、この制限は工業用の土地には適用されない。

NLC 第 433 条 A に定義される外国会社とは、

- (a) 会社法第 4 条第 1 項に定義される外国会社、
- (b) 土地若しくは土地に対する権利の取得予定時点、又は譲渡対象の土地若しくは土地に対する権利に関する契約書又は証書の締結時点において、50%以上の議決権のある株式をマレーシアの国民でない者若しくは(a)で言及されている会社又はその双方に保有されている、会社法に基づき設立された会社、又は
- (c) 土地若しくは土地に対する権利の取得予定時点、又は譲渡対象の土地若しくは土地に対する権利に関する契約書又は証書の締結時点において、50%以上の議決権のある株式を、(b)で言及されている会社又は(b)で言及されている会社及びマレーシアの国民でない者若しくは(a)で言及されている外国会社の共同で保有されている、会社法に基づき設立された会社

を意味する。

EPU ガイドラインによると、2000 万リンギット以上の価額の不動産(住宅ユニットを除く。)の直接又は間接の取得が、

- (i) ブミプトラ関係者及び/又は政府機関の当該不動産に対する所有権の希薄化(不動産の直接取得)を

もたらすか、又は

- (ii) 当該会社の保有する不動産が総資産の 50%を超える、ブミプトラ関係者及び/又は政府機関が所有する会社の支配権の変動を伴う場合、

EPU の承認を取得することが要求される。このような不動産の取得は、EPU によって認可されたとしても、当該不動産を取得する会社が、少なくとも

- (a) ブミプトラ関係者によってその 30%以上の株式を保有されていること、及び
- (b) 外国関係者が所有する現地会社の払込済資本金が 250,000 リンギット以上あること

という条件も満たす必要がある。

「ブミプトラ関係者」とは、EPU ガイドラインで定義されており、関係者、関係者の集団又は共同して行動する当事者であって、

- (a) ブミプトラの個人、及び/又は
- (b) ブミプトラの団体・信託機関、及び/又は
- (c) 50%を超える議決権を(a)及び/又は(b)において規定する者が保有している現地の会社又は団体

から構成される。

更に、外国関係者は 500,000 リンギット以上の不動産(住宅か否かは問わない。)しか取得することが許容されていない。

「外国関係者」とは、EPU ガイドラインで定義されており、関係者、関係者の集団又は共同して行動する当事者であって、

- (a) マレーシア国民でない個人、及び/又は
- (b) 永住者でない個人、及び/又は
- (c) 外国の会社又は団体、及び/又は
- (d) 50%を超える議決権を(a)及び/又は(b)及び/又は(c)において規定する者が保有している現地会社又は団体

から構成される。

EPU ガイドラインは、国会で可決された制定法ではなく、既存の法律に根拠を有する規則でもないため、現在のところ制定法と同様の効力は有しない政府のガイドラインであり、違反に対する法律上の制裁はないが、EPU が間接的に課すことのできる制裁がある。EPU ガイドラインはいくつかの政府機関の協力によって執行

されており、EPU ガイドラインの違反は所轄官庁の間接的な制裁につながる可能性がある。例えば、土地事務所/土地登記所は、外国関係者による不動産の取得が、EPU の承認を得ていない場合や、取得予定の不動産の価額が 500,000 リンギット未満である場合には、当該外国関係者のために土地の登記を行わないであろう。もう一つの例は、EPU が(海外駐在者のための就労ビザの申込みを所轄する出入国管理局、又は地方町議会のような)現地当局を説得して、マレーシア法に基づき会社若しくはその子会社の営業又はそれらの従業員に関して必要となる免許又は許可の付与を拒絶して、ガイドラインを遵守しない会社をブラックリストに載せる可能性がある。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制を教えてください。

マレーシアの雇用関係は、以下の法律により規制されている。

1955 年雇用法(the Employment Act 1955(EA)) この法律は、西マレーシアにおいて雇用される以下のいずれかに該当するマレーシア人及び外国人に対して適用される。

- 1 か月の賃金が 1,500 リンギット以下の労働者
- 単純労働者、単純労働者の管理者、機械的推進力を用いる乗物の操作又はメンテナンスに従事している者、家事使用人、又は船舶で一定のポジションで就労している者
- なお、東マレーシアにおける労働者についても同様の法律が存在するが、内容が異なっている。

1967 年労使関係法(the Industrial Relations Act 1967(IRA)) この法律は、マレーシアにおいて雇用されるマレーシア国民及び外国人に対して適用され、

- 雇用主及び労働者(労働組合を含む。)との関係
- 争議の予防と解決

について規定している。

1959 年労働組合法(the Trade Unions Act 1959) この法律は、マレーシア国民及び外国人のいずれの労働者にも適用され、労働組合の登録、規約、権利及び責任について規定している。

1991 年従業員準備基金法(the Employees Provident Fund Act 1991(EPF)) この法律は、マレーシアにおいて雇用されるマレーシア国民及び外国人に対して適用される。雇用者と大部分の労働者は準備基金に分担金を支払わなければならないが、外国人労働者及び家事使用人については、分担金の支払いは任意とされている。特定の定められた支出に対して、又は労働者が 55 歳に達したときには、所定の金額を基金から引き出すことができる。

1969年従業員社会保障法(the Employees' Social Security Act 1969(SOCSO)) この法律は、月収総額が 3,000 リンギット以下の全ての労働者を対象とする社会保障を規定している。労働者は、分担金の支払者として一旦登録されると、月収が 3,000 リンギットを超えたという理由のみでこの社会保障を受ける権利を失うことはない。

雇用主は、1955年雇用法(EA)、1991年従業員準備基金法(EPF)及び1969年従業員社会保障法(SOCSO)に基づき課される義務を契約により免れることはできない。不当解雇に関する訴訟の場合は、雇用契約に準拠法条項がある場合であっても、労働審判所は、1967年労使関係法(IRA)よりも労働者に有利でない他の法領域の法律の適用を拒むことができる。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

1955年雇用法(EA)は、1週間の労働時間の上限を48時間と定めている。労働者は雇用者から時間外勤務を求められる場合もあるが、時間外勤務は月間104時間を超えてはならないとされている。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

1967年労使関係法(IRA)は、特に労働契約の保障に関して以下の規定を置いている。

労働者は、正当な理由がない限り解雇されない。正当な理由とは、以下の各事由が含まれる。

- 労働者の能力不足
- 人員の余剰
- 労働者による不正行為

雇用者は、その解雇が正当な理由に基づくものであることの立証責任を負担する。労働者が正当な理由なく解雇された場合には、下記のいずれかを請求することができる。

- 従業員の地位の回復及び未払賃金(解雇されなかったならば受け取ることができた賃金)の支払い
- 未払賃金及び各勤務年の月額給与の加算により算出される額の退職手当

なお、未払賃金の上限は24か月分とされている。

余剰人員の解雇は、1975年労使関係協調準則(the Code of Conduct for Industrial Harmony 1975 (1975 Code))によって規定されている。解雇対象の余剰人員の選択は、後入れ先出しの原則に従わなければならない(勤務期間が短い者から先に選択される。)、雇用者は労働者に対して代替の雇用機会を提供する最大限の努力をしなければならないとされている。人員の余剰を理由に解雇された労働者には、(雇用契約に規

定されている)解雇予告通知及び公正な退職手当を受領する権利がある。1955 年雇用法(EA)の適用がある労働者の場合は、同法に規定されている解雇予告期間及び退職金の下限を下回ってはならないものとされている。

6.4 休暇の付与や公休日について強制的な規制はありますか。

1955 年雇用法(EA)において、労働者には 10 日間の公休日が付与されている。労働者は、雇用主から公休日中に勤務するよう求められることもあるが、その場合は、雇用主は労働者に対して時間外手当を支払わなければならない。

1955 年雇用法(EA)において、労働者が休暇を取得できる権利は、下記のとおりである。

- 勤続 2 年未満の者-8 日
- 勤続 2 年以上 5 年以下の者-12 日
- 勤続 5 年を超える者-16 日

6.5 雇用契約に競業禁止条項のような制限的な誓約を含めることはできますか。

マレーシアにおいて、法律上、競業禁止条項は法的強制力を有しないとされている。ただし、雇用主は、労働者に対し、勧誘禁止又は秘密保持義務のような制限的な特約を課することができる(もともと、常に合理性の基準をクリアする必要がある。)

6.6 雇用契約で、労働者を一定の期間は退職できないようにすることはできますか。

雇用契約において一定の又は最低限勤務すべき雇用期間を定めることはできるが、仮に労働者がかかる規定に違反したとしても、裁判所は、労働者に対して、かかる合意の履行を強制し、当該雇用主のために就労することを命ずることはできないと思われる。この場合、雇用主は、労働者のかかる雇用契約違反により被った損失や損害があれば、これらの賠償を請求できるにすぎないであろう。

6.7 女性労働者は、産前産後休暇を取得することが認められていますか。

1955 年雇用法(EA)は、女性労働者に対して 2 か月間の産前産後休暇の取得を認めている。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

雇用主に対して男性労働者への育児休暇の付与を義務付ける法令の規定はない。

6.9 マレーシアの会社がその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような要件を満たす必要がありますか。

会社が従業員又は取締役に対して従業員株式オプション制度(ESOS)に基づき株式を発行する場合は、ブルサ・マレーシア(マレーシアの証券取引所)の上場基準、証券委員会(SC)のコーポレート・プロポーザルのデュー・ディリジェンスに関するガイドライン及び会社法にそれぞれ規定されている要件を遵守しなければならない。

かかる要件は以下のものを含む。

- (a) ブルサ・マレーシアの承認の取得
- (b) 当該スキームの規約の作成・準備
- (c) 当該スキーム及び新株発行に関する株主総会の承認決議
- (d) 証券委員会(SC)が定めるデュー・ディリジェンスの実行

6.10 マレーシアの会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けることができますか。

マレーシアの法令上、このようなスキームを禁止する特段の規定はない。

6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることはできない。

7. 知的財産

7.1 マレーシアでは、どのような種類の知的財産権が保護されていますか。

マレーシアでは、以下のような知的財産権が保護されている。

- 特許権

特許権者は、特許発明を実施すること、特許を譲渡し又は移転すること及び、特許のライセンスを行うことについて、排他的権利を有する。

特許は特許登録官(the Register of Patents)において登録されなければならない(1983年特許法(the Patents Act 1983))。2001年8月1日以降に付与された特許は、登録申請を提出した日から

20 年間保護される。マレーシアは 2006 年 8 月 16 日に発効した特許協力条約(the Patent Cooperation Treaty(PCT))の加盟国である。特許協力条約は、発明を世界的に保護するため、登録申請の提出に関する統一的手続を規定している。

- 商標権

登録商標の商標権者は、(a)登録された商品又は役務との関連で商標を使用すること及び(b)潜在的顧客を誤認させ又は混同させる可能性のある方法により他人の同一又は類似した標章を使用させないことにつき、排他的権利を有する。

商標は、商標登録官(the Register of Trade Marks)において登録されることによって登録日から 10 年間保護を受けることができる(1976 年商標法(the Trade Marks Act 1976))。この保護期間は、新たな 10 年間につき必要な更新費用を支払うことにより、何度も延長することができる。登録商標及び未登録商標は、商標と関連する営業上の信用及び外観を保護する詐称通用(passing off)についてのコモンロー上の権利を行使することにより、保護を受けることができる。

- 意匠権

登録意匠の意匠権者は、(a)意匠を具体化する物品を、製造、販売、賃貸又は輸入すること及び(b)第三者が物品について、特に無許可で使用又は模倣させないことにつき、排他的権利を有する。

意匠は、意匠登録官(the Register of Industrial Designs)において登録されなければならない(1996 年工業意匠法(the Industrial Designs Act 1996))。意匠権の保護は、登録申請を提出した日から 5 年間継続する。この保護期間は、更に 5 年ずつ 2 回延長することができる。

- 著作権

著作権の保護は、著作物の創作により自動的に発生する。マレーシアは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works 1971)の加盟国であるが、同条約は、加盟国の国民に対して全ての関係国において同一の権利を保障している。

文学、音楽又は芸術的著作物の著作権の保護は、著作者の生存期間及び死後 50 年間継続する。映画、録音作品、報道作品又は演劇の著作権の保護は、作品が最初に発表又は実演された年の翌暦年の初めから 50 年間継続する。

- 秘密情報

秘密性は、秘密情報の開示又は開示のおそれによって侵害される。秘密性の侵害に対しては、契約、不法行為法及びエクイティ・ローに基づく法的手段を講じることができる。

秘密情報は、理論的には、無期限に保護される。しかし、保護期間の長さは、裁判所により合理的な期間に、又は契約により定める期間に制限されうる。

7.2 マレーシアが締結国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

マレーシアは世界知的財産機構(WIPO)の管理する以下の国際条約の加盟国となっている。

- (a) ベルヌ条約(Berne Convention)
- (b) ニース協定(Nice Agreement)
- (c) パリ条約(Paris Convention)
- (d) 特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)
- (e) ウィーン協定(Vienna Agreement)
- (f) WIPO 条約(WIPO Convention)

現在、マレーシアは上記以外の知的財産に関する国際条約の加盟国とはなっていない。

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会やその他の競争当局のような公的機関による規制又はガイドラインは存在しますか。

特に知的財産のライセンスに関しての規制又はガイドラインは存在しない。しかし、フランチャイズの付与に関する事項については、1998年フランチャイズ法(the Franchise Act 1998)が適用されることに注意が必要である。

8. 為替管理

8.1 マレーシアに持ち込む又はマレーシアから持ち出すことができる現地通貨の額に制限はありますか。

マレーシアにおける金融当局は、マレーシアの中央銀行(バンク・ネガラ・マレーシア(Bank Negara Malaysia))であり、商業銀行及び他の金融機関に対する広範な監督・管理の権限を有しており、金融業界への規制も行っている。バンク・ネガラ・マレーシアは、外国為替管理当局として、外国為替の管理も行っている。

マレーシアにおける外国為替管理の規定は、国家の金融及び経済の安定の推進に資するため、資本移動に対して影響を与え、為替リスクの管理を促進する適切な枠組みを提供することを目的としている。全てのルールは全ての国との取引に対し統一的に適用される(ただし、イスラエルを除く。)

これらの規制が段階的に自由化されているマレーシアの政策は、マレーシアの中央銀行(バンク・ネガラ・マレーシア)が環境に応じて政策を変化させていることを意味する。バンク・ネガラ・マレーシアの最近の対策を参照することは、その最近の立場や政策を確認するために非常に重要である。

外国為替管理の目的においては、居住者(residents)及び非居住者(non-residents)の定義は以下のとおりである。

居住者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- マレーシア国民(マレーシアの国外の領域で永住権を得てマレーシア国外に居住している者を除く。)
- 非マレーシア国民でマレーシアの永住権を得てマレーシアに定住している者
- 法人化されているか否かは問わないが、いずれかのマレーシア当局の登記又は承認を受けている団体

非居住者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- 居住者以外の個人
- 居住者たる会社の海外の支店、子会社、地域事務所、営業所、駐在事務所
- 大使館、領事館、高等弁務官事務所、マレーシア政府により承認されている超国家機関又は国際機関
- マレーシアの国外の領域で永住権を得てマレーシア国外に居住しているマレーシア国民

非居住者は、その形式を問わず、マレーシアに自由に投資することができる。マレーシアへの投資の結果獲得した、給与、賃金、ロイヤルティ、手数料、配当、利子、報酬又は賃料を含む、マレーシアで獲得した資本、利益及び収入を本国へ送金することについてはいかなる規制も存在しない。

個人については、10,000 米ドル相当までのリングgit紙幣を持ち込み、又は持ち出すことが許されており、10,000 米ドルを超えるリングgit紙幣の輸入又は輸出のためには外国為替管理当局への申請が必要である。

居住者が非居住者から購入したリングgit資産は、リングgit又は規制通貨(イスラエルにおける通貨)以外の外国通貨により決済することができる。しかし、外国への全ての送金は、規制通貨(イスラエルの通貨)以外の外国通貨で行わなければならない。

非居住者は、国内の金融機関に複数の外部口座(External Account)を開設し、保有することが認められている。外部口座とは、非居住者に帰属する口座又は口座の資金の受益者が非居住者であるリングット口座である。外部口座の中のリングット資金は、以下の場合を除き、居住者に対するいかなる支払い目的にも使用できる。

- 外国為替管理当局に許可された場合以外の居住者へのリングットの貸付、及び
- 第三者の支払いの代行

外部口座において保有可能なリングット資産の量についてはいかなる規制も存在しない。外部口座の資産は許可を受けた国内銀行において外国通貨に交換でき、いつでも本国に送金できる。

下記の 8.3 も参照されたい。

8.2 マレーシアに持ち込む又はマレーシアから持ち出すことができる外国通貨の額に制限はありますか。

マレーシアに持ち込む外国通貨の額には何ら制限はないが、個人が外国通貨及びトラベラーズチェックをマレーシアから持ち出す場合は、当該個人がマレーシアに持ち込んだ外国通貨の額を上限としてのみ許される。

非居住者がマレーシア国内で認可された銀行に外国通貨用口座を開設し保有することについて何ら制限はない。外国通貨用口座において保有可能な通貨の額についても何ら制限はない。外国通貨用口座の資産は、いかなる目的にも使用でき、認可された国内の銀行でいつでもリングットに交換するか、本国へ送金することができる。

下記の 8.3 も参照されたい。

8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

外国為替取引は、外国為替管理当局の事前の承認を必要とする場合と、外国為替当局への通知を必要とする場合とがある。以下においては、適用される外国為替規定の一部を説明する。

A) 居住者(会社)への信用供与の拡張に関する規制

下記を除き、居住者(会社)がリングットや外国通貨の借入をすることに対する一般的な規制はない。

- (i) 非居住者かつ非銀行の親会社からのリングットの借入は、マレーシア国内の実需に基づいた活動を行う場合に限り、行うことができる。
- (ii) 親会社ではない他の非居住者かつ非銀行の会社又は個人からは、1,000,000 リングットを上限として、マレーシア国内で使用する目的で、借入をすることができる。
- (iii) 非居住者(非居住者かつ非銀行の関係会社を除く。)からの外国通貨の借入(マレーシア国内又は国外において、外国通貨建て債券を発行することを含む。)は、同一企業グループ内で1億リングット相当を上限として行うことができる。

B) 非居住者(会社)への信用供与の拡張に関する規制

非居住者(会社)は、下記の目的のためにのみ、金額制限なしにリングットを借り入れることができる。

- (i) マレーシア国内の実需に基づく金融活動
- (ii) 住居用又は商業用不動産の購入又は建築資金の借換
- (iii) マレーシア証券取引所(ブルサ・マレーシア) で取引されている証券の証拠金融資
- (iv) 居住者との間の物品やサービスのリングットでの決済(取引関係の融資)

国内の認可された銀行、認可された国際イスラム銀行(International Islamic Banks)及び居住者(会社)については、国内でのリングットの借入がない場合の外国通貨の借入額について制限はない。

しかし、居住者(会社)の借入限度額は、各暦年において同一企業グループ内で、合計 5,000 万リングット相当額とされている。

9. M&A

9.1 マレーシアの会社が利用することのできるM&Aの方法には、どのようなものがありますか。

マレーシア法のもとでは、2つの法人を新たな1つの法人に統合するという意味での合併に関する規定は存在しない。マレーシアにおけるM&Aは、通常、対象会社の株式取得又は事業若しくは資産の取得によって行われる。

マレーシアにおけるM&Aは、会社法(the Companies Act)、CMSA(the Capital Markets and Services Act 2007: 資本市場およびサービス法)、企業買収に関する2010年規則(the Malaysian Code on Takeovers and Mergers 2010)(及びそれに伴う実務上の注意)〔Code〕によって広く規律されており、関係する企業がブルサ・マレーシアに上場している場合には、ブルサ・マレーシアの定める上場基準による規制も

受ける。M&A の関連は、証券委員会(SC)及びブルサ・マレーシア(上場している場合)が主たる規制当局となる。

マレーシアにおいて公開会社の支配権を取得する主な方法は、以下のいずれかである。

対象会社の株主全体に対して公開買付け(義務的、任意的又は部分的)を行う方法

対象会社及びその株主又は種類株主との間で合意をして支配権を取得する方法(会社法第 176 条のスキーム)(176 条スキーム)。176 条スキームのもとでは、裁判所の承認及び対象会社の 75%の株式を保有する株主の過半数の同意が必要である。これらの承認及び同意が得られた場合には、裁判所の命令によって対象会社の他の株主も拘束される。

9.2 各方法を実施する上での手続及び実施に要する時間はどのようになっていますか。

A) 公開買付け

2010 年 12 月 15 日に、Code 及び証券委員会(SC)が定めた企業買収に関する申請内容に関するガイドライン(the Guidelines on Contents of Applications relating to Take-overs)が施行され、それぞれ企業買収に関する 1998 年規則(the Malaysian Code on Take-overs and Mergers 1998)及びその解釈指針である実務上の注意、オファー書類並びに申請の形式及び内容に関するガイドライン(the Guidelines on Offer Documentation and the Format and Contents of Applications)に代わって適用されることとなった。

1 日目	買付者は、公開買付けについて 3 以上の主要紙(そのうちの 1 つは公用語、他の 1 つは英語によるものでなければならない。)で公表し、以下の者に対して書面による通知を行う。 対象会社の取締役会及びアドバイザー (対象会社の有価証券が上場している場合には)ブルサ・マレーシア証券委員会(SC) また、買付者の発行する有価証券が上場している場合には、公開買付けについて速やかに公表しなければならない。
2 日目(書面による通知を受領してから 24 時間以内)	対象会社为上場している場合には、その取締役会は、ブルサ・マレーシアに報告しなければならない。また、対象会社は、3 以上の主要紙において公表しなければならない。
4 日目	買付者は、証券委員会(SC)の承認を受けるため、オファー書類を提出する。
7 日目	対象会社の取締役会は、当該買付けについて株主に対する書面通知を掲載する。
21 日目(P)	買付者は(証券委員会(SC)の承認を得た)オファー書類を、対象会社の取締役会及び株主に向けて掲載する。

31 日目(P+10 日目)まで (P=オファー書類の掲載の日)	対象会社の取締役会の当該買付けについてのコメント、意見及び情報について(証券委員会(SC)の承認を得た上で)株主に対して配布する。 指名された独立アドバイザーは、対象会社の取締役会及び株主に対して、(証券委員会(SC)の承認を得た上で)報告書を配布する。
42 日目(P+21 日目)	最短で終了する場合の公開買付け期間満了日
60 日目(P+39 日目)	対象会社の取締役会は、公開買付けの結果、利益又は配当の見通し及び資産評価に関する重要な情報を公表する。
67 日目(P+46 日目)	買付条件を訂正する期限
81 日目(P+60 日目)	全ての買付条件を充足するための期限 67 日目(P+46 日目)までにオファーへの応募が無条件になされることとなった場合、若しくはオファーに無条件で応募する旨宣言された場合、又はオファー書類の掲示の日(P)の時点において、当該オファーが無条件となっていた場合若しくは無条件である旨が宣言されていた場合において、買付に応募するための最終日 買付条件について訂正可能な期間の最終日(67 日目又は P+46 日目)に訂正がなされた場合における、最短で終了する場合の公開買付け期間満了日
95 日目(P+74 日目)	67 日目(P+46 日目)よりも後に、当該買付けへの応募が無条件となった場合又は無条件である旨が宣言された場合における、買付に応募するための最終日

当初の公開買付期間中に対抗的公開買付けがなされた結果、当初の公開買付期間の延長又は当初の公開買付けに関し訂正がなされる場合には、当初の公開買付けのオファー書類は、対抗的公開買付けのオファー書類が掲載された日に掲載されたものとみなされる。買付者は対抗的公開買付けのオファー書類が掲載された日から 46 日を経過するまでは、当初の公開買付けにつき訂正することはできない。

B) 債務整理スキーム

債務整理には決められたタイミングはない。一般的に、和議(compromise)又は債権者(creditors)及び/又は株主(members)との債務整理を提案しようとする会社は、かかる計画の作成後、当該和議又は債務整理案につき決議をするための債権者及び/又は株主との会議を開催するよう裁判所に対して申立てを行う。この裁判所により開催される会議は、通常、開催を命ずる裁判所の命令から 1 か月以内に行われるが、債権者及び/又は株主の同意があれば延期されることもある。和議又は債務整理案が債権者及び/又は株主によって承認されると、債務整理スキームに関する裁判所の認可を得る申立てを行わなければならない。

株主による承認

会社が事業又は資産の取得又は処分であって価格又は比率の観点から重要であるものを実行しようとする場合には、会社法第 132 条 C に基づき、株主の承認を得る必要がある。第 132 条 C(1B)によれば、事業又は資産が以下のいずれかに該当する場合には、価格又は比率の観点から重要であるとされている。

- (a) その価格が会社の総資産の額の 25%を超えるとき。
- (b) 事業又は資産に帰属する純利益(租税債務を除く負債及び特別項目を控除したもの)の額が会社の純利益の額の 25%を超えるとき。
- (c) その価値が会社の発行済株式資本の 25%を超えるとき。

なお、上場している法人については、上場基準で定められているところの価格又は比率の重要性の基準に従う。後述の 9.4 を参照。

会社と有価約因に基づく取引をしている者であって違反を現実に知らない株主との関係を除き、株主の承認を得ない場合には、第 132 条 C の取引は無効とみなされる。

会社が、取締役や大株主、持株会社又はそれらの者と関連のある者が以下の行為を行おうとする場合には、会社法の第 132 条 E に基づき株主の承認が必要とされている。

- (a) 会社から、基準価格の株式又は資産を取得し又は取得することを予定する場合
- (b) 会社に対し、基準価格の株式又は資産を譲渡し又は譲渡することを予定する場合

非上場株式は、取引の時点において以下のいずれかに該当する場合には、基準価格を有するものとされる。

- (a) その価格が 250,000 リンギットを超える場合
- (b) その価格が 250,000 リンギットを超えない場合であっても、会社の資産価値の 10%を超える場合 (10,000 リンギットに満たない場合は除く。)

上場会社に関しては、基準価格は、上場基準の定めに従う。後述の 9.4 を参照のこと。

完全親子会社間での資産の取得又は譲渡等、第 132 条 E の適用が除外される場合がある。

株主の承認を得ない場合は、第 132 条 E に基づき、当該取引は無効となる。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

具体的な事案についていずれの方法が最も適切かを判断するにあたっては、当事者の目的、必要となるコスト(印紙税を含む。)、財務、税務、及び市場の状況、必要となる規制官庁の承認を考慮する必要がある。

9.4 組織再編に関わる会社の 1 つが 1 又は 2 以上の証券取引所に上場している場合、追加的に必要となる要件があれば教えてください。

ブルサ・マレーシアに上場している会社による関連情報の開示は、ブルサ・マレーシアの事前承認等、上場基準を遵守する必要がある。

上場基準第 9 章は、特に上場会社、その取締役又はアドバイザーによる継続開示義務等を定めている。上場会社は、特に以下に掲げる事項に対して重大な影響を有すると合理的に考えられるあらゆる情報について、直ちに公表しなければならない。

- 上場会社が発行する有価証券の価格、価値又は市場活動
- 上場会社の有価証券の保有者又は投資家の行動選択の決定

具体的には、以下のような情報が含まれる。

- 上場会社の資産、負債、事業又は財務の状態若しくは見通しに関する情報
- 従業員、取引先、顧客等との取引に関する情報
- 上場会社の発行する有価証券の権利又は利益を希薄化させ又は希薄化させるおそれのある事実に関する情報
- 当該有価証券の国による保有量に重大な影響を与える事実

A. 取得及び譲渡

上場基準の第 10 章は、上場会社又はその子会社が行う取引に関する要件を定めている。第 10 章の Part D は、資産の取得又は譲渡を伴う取引に関し遵守すべき要件を定めているが、通常の事業の過程で生じる収益に関する取引又は上場会社とその完全子会社との間で行われる取引については規制の対象外である。

- (a) 後述する割合が 5%以上となる取引については、上場会社は、取引条件につき合意したら可能な限り早くブルサ・マレーシアに通知しなければならない。この通知には、Appendix 10A に規定されている情報を記載しなければならない。
- (b) 割合が 25%以上となる取引については、上場会社は上記(a)の通知に加えて、株主総会において株主の承認を得なければならず、Appendix 10B で規定されている情報を記載した書面を株主に配布しなければならない。

上場基準で定義されている「割合」(percentage ratio)とは、以下の計算によって得られた数字を%で示したものをいう。

- (i) 上場会社の純資産に対する取引の対象資産の価値の割合
- (ii) 上場会社の純利益(負債及び税金を引いて特別項目を控除したもの)に対する、取引の対象資産に帰属する純利益の割合
- (iii) 上場会社の純資産に対する、取引に関連して支払い又は受領する対価の総額の割合
- (iv) 発行済株式資本(自己株式を除く。)に対する、買収の対価として上場会社によって発行される株式資本の割合
- (v) 上場会社の全普通株式(自己株式を除く。)の時価に対する、取引に関連して支払い又は受領する対価の総額の割合
- (vi) 上場会社の総資産に対する、取引の対象資産の総額の割合
- (vii) ジョイントベンチャー、企業間の取引又は協定に関しては、上場会社の総資産に対する、当該上場会社に帰せられるプロジェクト費用の総額の割合。ジョイントベンチャーにより新たに合併会社を設立する場合は、上場会社の純資産に対する、当該上場会社による合併会社への資本参加の割合(最終的に発行された合併会社の株式数に基づき算定する。)。取引のコストは、上場会社による株主に対するローン及び保証を含む
- (viii) 5年以内に取得した対象資産の譲渡の場合は、取引の対象資産の取得原価の総額を上場会社の純資産で割った値

B. 関係当事者取引

上場基準の Part E は、直接又は間接を問わず、関係当事者の利害関係を伴う上場会社又はその子会社の取引を規制している。

- (a) 関係当事者取引のいずれかの「割合」が 0.25%以上である場合には、上場会社は、取引条件につき合意したら可能な限り早くブルサ・マレーシアに対して通知をしなければならない。通知においては、上場基準第 10 章の Appendix10A 及び 10C に規定されている情報を記載しなければならない。
- (b) 関係当事者取引のいずれかの「割合」が 5%以上であるときは、上場会社は上記(a)の義務に加えて、以下の義務を負う。

- (i) 上場基準第 10 章の Appendix 10B 及び 10D に規定されている情報を記載した書面を株主に配布しなければならない。
- (ii) 株主総会で株主の承認を得なければならない。
- (iii) 取引条件につき合意する前に、独立アドバイザーを指名しなければならない。

上場会社は、Appendix 10B 及び 10D を遵守していることを示すチェックリストとともに、配布資料のドラフトを証券取引所に提出しなければならない。

独立アドバイザーの義務及び責任は以下のとおりである。

- (a) 株主に関する限り取引が公正かつ合理的であるかどうか、取引が少数株主を害するものであるかどうかについてコメントする。
- (b) 少数株主に対して、取引に賛成するかどうかについて助言を行う。
- (c) 上記(a)(b)のコメント及び助言を行う上で、合理的基礎が得られたものと自らが満足するために、合理的な手続を全て踏むこと。

関係当事者取引のいずれかの「割合」が 25%以上である場合には、上記(a)(b)で規定される義務に加えて、取引条件について合意する前に、メインアドバイザーを指名しなければならない。

メインアドバイザーの義務及び責任は以下のとおりである。

- (i) 取引が公正かつ合理的な条件で行われ、上場企業の少数株主の犠牲において行われないう、また、関連する法律、規則又はガイドラインに適合するよう確保すること
- (ii) 通知及び配布書類において開示されるべき全ての情報が完全に開示されるよう確保すること
- (iii) 取引が完了し、必要な全ての承認が得られた後、当該取引に関する責任を適正な注意をもって果たした旨をブルサ・マレーシアに対して報告すること。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがありますか。また、強制的公開買付け規制が適用されるのはいつですか。

A) 強制的公開買付け

Code 第 9 条は、買収者が、(a)会社に対する支配を取得する場合又は(b)会社の議決権付株式の 33%以上 50%以下を保有しており、かつ、6 か月間に会社の議決権付株式の 2%以上を取得する場合には、強制的公開買付けの義務が生じる旨を規定している。

「買収者」とは、CMSA 第 216(1)条において、(a)会社に対する支配を取得し若しくは取得を申し込む 1 人の者(その取得が当該取得者若しくは代理人のいずれによって実行されるかを問わない。)、又は(b)共同して会社に対する支配を取得し若しくは取得を申し込む 2 人以上の者(その取得が当該取得者若しくは代理人のいずれによって実行されるかを問わない。)と定義されている。

株式取得との関連において、「支配」とは、CMSA 第 216(1)条において、33%若しくは Code により規定された割合以上の議決権付株式若しくは議決権につき、取得し、保有し、行使権を保有し又は行使権を支配する場合と定義されている。

Code に従って公表された実務上の注意は、強制的公開買付けを行う義務が生じる様々な状況(以下を含む。)についても詳しく述べている。

- (a) ある株主の株式保有が、当該会社の新たな議決権付株式の発行の結果として希薄化され、当該株主が元の株式保有を回復するために追加の議決権付株式を取得する際に、Code 第 9 条に規定される基準に違反する場合
- (b) 会社による株式の買い戻しが、特定の状況において株主による Code 第 9 条に規定される基準の違反となる場合
- (c) 共同投資家のいずれかのメンバーが議決権付株式を取得し Code 第 9 条に規定される基準に違反する場合、強制的公開買付けの義務は共同投資家の全てのメンバーに適用される

Code 第 6(4)条の規定する基準に違反した株主は、強制的公開買付けの義務の免除を求め、証券委員会(SC)に対して申立てを行うことができる。

ある者が CMSA 第 4 章第 2 節の規定、Code 又は CMSA 第 217(4)条に基づき作成された実務上の注意を含む規則を遵守しない場合、証券委員会(SC)は以下の 1 つ又は複数の措置を講ずることができる。

- (i) 違反者に対して、関連規定に従い、又はこれらを遵守し若しくは実施するように指示すること
- (ii) 違反の深刻さ又は重大性に応じて、1,000,000 リンギットを超えない額の制裁金を課すこと
- (iii) 違反者に注意を与えること
- (iv) 違反した上場会社については、証券取引所に対して上場及び証券取引の一時停止を指示すること
- (v) 証券取引所に対して、違反者に当該取引所の設備にアクセスさせないよう又は違反者がかかる設備を用いて取引を行うことを禁止するよう指示すること
- (vi) 違反者に対して、証券委員会(SC)が指示する違反の治癒又は違反によって損害を受けた者に対する被害弁償を含む違反の効果の軽減措置を講じるよう要求すること
- (vii) 虚偽であるか、誤解を招くおそれがあるか若しくは重要な情報が欠落している文書若しくは情報を提出し又は詐欺的若しくは誤解を招くおそれがある行為に従事し、有罪となった場合、3,000,000 リンギットを超えない罰金、10 年を超えない懲役ないし禁錮又はその併科に処すること

B) 強制的な取得

買付者は公開買付けを実施した後 4 か月以内に、申込者及びその名義人又は関連会社が既に保有する株式を除き 90%の承諾を得たときは、強制的に株式を取得することができる。当該権利は、公開買付けの申込みが受諾されてから 2 か月以内に、申込者が株主に対して所定の書式により通知を行うことにより、行使することができる。買付者は、90%の承諾を得られなかった場合、残りの株主の株式を強制的に取得するため、裁判所に対して申立てを行うことができる。

9.6 外国会社も、上記組織再編方法を用いることができますか。

一般に、マレーシアの法律、規則及び運用は、マレーシアで設立された会社に特有の事項のみを除き、外国会社に対しても適用される。

9.7 マレーシア国内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を制限するための法律又は他の形態の規制は存在しますか。

2010 年マレーシア独占禁止法(the Malaysian Competition Act 2010)が 2010 年 6 月 10 日に公布されて

いるが、その施行は 2012 年 1 月 1 日付とされている。独占禁止法施行後は、同法は、その活動がマレーシアにおける市場競争に影響を及ぼす限り、マレーシア内外においてなされる、あらゆる商業活動に対して適用されることになる。

10. 租税

10.1 会社にマレーシアの所得税が課税される範囲は、どのように決定されていますか。

一般に、会社はマレーシアに源泉を有する所得については、マレーシアの課税に服する。マレーシアの所得税は属地的であり、これは、マレーシアに源泉を有する所得についてのみ課税されることを意味する。かつては、所得の源泉がマレーシア国外にあっても、(i)所得がマレーシアに送金され、かつ、(ii)当該所得をマレーシアの居住者が受領する場合はマレーシアにおける課税対象とされていた。

賦課年度 2004 年から、国外を源泉とする所得で、マレーシアの居住者企業(ただし、銀行業、保険業、船舶業及び航空業を除く。)がマレーシアに送金した所得は、所得税の課税対象から除外されている。

10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

国籍及び市民権にかかわらず、個人が 182 日以上マレーシアに居住する場合、当該個人は税務上の居住者となる。会社はその事業がマレーシアにおいて支配され又は運営される場合、当該会社は内国法人となる。

内国法人について、マレーシアに源泉がある利益又はマレーシアで発生した利益は課税対象となる。マレーシア国外からマレーシアに送られ、かつ、マレーシアで受領した全ての利益については、課税されない。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

マレーシアにおける通常の法人税率は 25%である。

内国法人である中小会社(すなわち払込資本金が 2,500,000 リンギット以下であり、かつ、払込資本金が 2,500,000 リンギットを超える会社を保有する企業グループに属さない内国法人)は、500,000 リンギットまでについては 20%の法人税率で課税され、500,000 リンギットを超える残りの部分については 25%の法人税率で課税される。

10.4 外国会社がマレーシア国内で得た所得に課せられる税率を教えてください。

外国法人に対する法人税率は以下のとおりである。

事業	25%
ロイヤルティ	10%
賃料又は動産	10%
技術的又は経営的サービスの対価	10%
利息	5%
その他の収入	10%

受領者がマレーシアと二重課税防止条約を締結している国の居住者である場合、特定の所得の源泉に対する税率は軽減される。

10.5 マレーシアでは、他にどのような税金を支払う必要がありますか。

印紙税は、1949年印紙税法(the Stamp Duty Act 1949)別表1に記載された種々の文書に賦課される税である。一般に、印紙税は定額であるか又は価格に応じて決定され、法律上、商業上及び財務上の文書に課せられる。

売上税は、1972年売上税法(the Sales Tax Act 1972)の規定により、特定の輸入物品及び国内製造物品について支払われなければならない。通常の税率は10%であるが、品目によって異なり得る。

物品税は、1976年物品税法(the Excise Act 1976)の規定により、輸入物品及び国内製造物品について支払われなければならない。物品には物品税が課せられ、品目によって10%から100%までの範囲の税率が適用される。

10.6 配当には課税されますか。

配当は、株主の手に渡る前に、配当を支払うマレーシアの会社の利益に対して課税される。株主の手元においては、あらゆる配当は課税されない。

10.7 源泉徴収制度はありますか。

非居住者に対するロイヤルティの支払いには、10%の源泉徴収税が課される。この源泉徴収税は、適用される租税条約により減額されうる。

非居住者への利息の支払いには、15%の源泉徴収税が課される。この源泉徴収税は、適用される租税条約により減額されうる。

さらに、以下の各項目につき10%の源泉徴収税が課される。

- 契約に基づく役務に関連して行われる非居住者に対する全ての支払い(非居住者がマレーシアに当該契約に従事している従業員を配置している場合、当該契約に関連してマレーシアにおいて提供される役務のために当該従業員により支払われる税に加えて、さらに 3%の源泉徴収税が控除される。)
- 非居住者の所有する資産若しくは権利の使用又は非居住者から購入した工場、機械、その他の機器の設置若しくは運営に関連して提供されるサービスについて非居住者がもたらす収入
- 技術管理又は科学的、工業的若しくは商業的な事業、企業、プロジェクト若しくはスキームの管理に関連して提供される技術的なアドバイス、援助又はサービスに関して非居住者がもたらす収入
- 動産の使用の対価として非居住者に対して支払われる賃料その他の支払い

マレーシアの会社によって支払われた配当について、源泉徴収税は存在しない。

10.8 マレーシアでは、キャピタルゲインが課税の対象となりますか。

マレーシアは現在、株式の売却に対してキャピタルゲイン課税を行っていない。2010年1月1日から、不動産譲渡益税(RPGT)が、全ての居住者、国民、非居住者及び外国人による5年以内に購入及び売却をした不動産売却による利益について、5%の税率で課せられている。5年を超える場合、不動産譲渡益税は免除される。

11. 紛争解決

11.1 マレーシアにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

民事上の請求は、原告が訴訟費用を支払い、請求書(formal claim)を裁判所に提出することにより開始する。訴訟開始は、高等裁判所においては、召喚令状(writ of summons)、訴訟開始召喚書(originating summons)、呼出状(originating motion)又は請願書(petition)により、下級裁判所においては、召喚状(summons)により行われる。請求書の写しは被告に送達されなければならない。

請求書に対し反論する意向を有する被告は、出廷予告書(appearance)を裁判所に提出し防御を開始しなければならない。さもなければ欠席判決が下されることになる。続いて訴答書面(pleadings)が交換され、それに続いて書類の証拠開示手続(discovery of documents)が行われ、更に証拠が交換される。かかる手続を経て正式事実審理(trial)に入る。

11.2 マレーシアにおいて外国判決はどのように執行されますか。

外国判決をマレーシアで執行するためには、マレーシアの裁判所で“承認”又は“認証”されることが必要である。そのための方法の一つとして、マレーシアの裁判所における 1958 年判決相互執行法(Reciprocal Enforcement of Judgment Act 1958)に基づく登録がある。登録が可能なのは、英国やニュージーランドを含む 7 つの英連邦(コモンウェルス)の国又は地域で取得した判決である。同法は、当該外国判決があたかもマレーシアの裁判所で下されたものとして扱われるという効果を付与し、マレーシアの裁判所は当該登録された外国判決をあたかも自身が下した判決であるかのようにその執行を指揮することができる。

1958 年判決相互執行法で規定されていない国の外国判決の執行については、コモンローに従う。おそらく金銭債務訴訟としてマレーシアの裁判所に新たな訴訟を提起する必要があると思われる。

11.3 マレーシアにおいて利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがあるか教えて下さい。

裁判外紛争処理機関として、マレーシア調停センター(Malaysian Mediation Centre)がマレーシア弁護士協会(Malaysian Bar Council)により設立されている。現在同センターは、民事事件及び商事事件の両方を取り扱っているが、業務範囲を拡大する予定である。

両当事者は適切な調停人を指名する合意を行い、調停センターの規則に基づき調停が実施される。調停規則は、調停の開始から、そのプロセスの全体を定めている。

11.4 仲裁判断は、マレーシアではどのようにして執行されるのか教えてください。

マレーシアにおける仲裁を規律する法律は 2005 年仲裁法(the Arbitration Act 2005)であり、これは国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の国際商事仲裁に関するモデル法を基に作成されたものである。

仲裁法第 38 条に従って作成される申請書が高等裁判所に提出されると、国内又は外国の仲裁判断は、拘束力を有しかつ執行可能であるものとして承認される。

ここに“外国”とは、1958 年の国際商事仲裁に関する国連会議で採択された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)における当事者である国家をいう。

さらに仲裁法第 39 条は、高等裁判所は下記のいずれかに該当する場合には仲裁地にかかわらず、仲裁判断の認証又は執行を拒絶することができる規定している。

- (i) 仲裁判断の行使対象である当事者が、仲裁法第 37 条に基づき仲裁判断の無効事由の一つを示し

た場合、若しくは、当該仲裁判断が未だ当事者に対する拘束力を有するに至っていない場合、又は、仲裁国の裁判所若しくは仲裁判断の準拠法により当該仲裁判断を無効又は停止とされた場合。

- (ii) 高等裁判所が以下の判断を下した場合
 - a) 当該紛争の対象事項がマレーシア法の下で仲裁による解決ができない場合、又は
 - b) 仲裁判断がマレーシアの公序良俗に反する場合。

11.5 マレーシアの裁判所において仲裁判断を争うには、どのような根拠がありますか。

仲裁法第 37 条は、高等裁判所により仲裁判断が無効とされる場合を規定している。無効とされる場合には以下の事由が含まれる。

- (i) 当事者が以下のいずれかの項目に該当する旨を申請し裁判所が認めた場合
 - a) 仲裁合意の当事者が無能力者であること
 - b) 仲裁合意が当事者らの指定した法律(指定がない場合はマレーシア法)に基づき無効であること
 - c) 仲裁判断の無効を主張する当事者が、仲裁人の指名又は仲裁手続につき適切な通知を受領しなかったか、その他の理由により事件を争うことができなかったこと
 - d) 仲裁判断が仲裁付託の条件により意図されていないか、含まれていない論点を取り扱っていること
 - e) 仲裁判断が仲裁に付託された事項の範囲を超えて判断を行っていること
 - f) 仲裁裁判所の構成又は仲裁手続が当事者間の合意に従わなかったこと(かかる合意が、当事者が合意によっても反することができない仲裁法の規定に抵触しないか、仲裁合意が欠ける場合には仲裁法に抵触しないときに限る。)
- (ii) 高等裁判所が以下のいずれかに該当する旨の判断をした場合:
 - a) 当該紛争の対象事項がマレーシア法の下で仲裁による解決ができないこと、又は
 - b) 仲裁判断がマレーシアの公序良俗に反すること。例えば、仲裁判断が詐欺若しくは汚職によって引き起こされ、若しくは影響を受け、又は自然的正義に反していること。

裁判所への仲裁判断の無効の申立は、当該判断が詐欺又は汚職によって引き起こされたか、影響を受けた場合を除き、申立を行う当事者が仲裁判断を受領するか、仲裁判断に対する訂正若しくは追加が行われてから 90 日以内になされなければならない。

仲裁法第 42 条は、いかなる当事者も、仲裁判断の公表及び受領の日から 42 日以内は、高等裁判所に対

し仲裁判断から生じる法律上の問題を照会することができる旨規定している。高等裁判所は照会の決定にあたって、仲裁判断の全部又は一部を支持し、変更し、差し戻し、又は無効とすることができる。

以上

(2011年3月1日現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。